

第一回上海日中連携会議報告

——日中企業における営業秘密の保護の在り方——

2005年度日中企業連携PJ*

抄 録 日中企業連携PJの一環として、2006年2月28日上海市において、上海市知識産権研究会との共催で、第一回上海日中連携会議を開催した（参加者は40数名、日本側16名、中国側20数名）。テーマは日中における営業秘密の保護のあり方である。午前中日中両国制度を紹介する基調講演を行い、午後は二つのグループに分かれて、両国の営業秘密管理上の実務について、グループディスカッションが行われた。管理の考え方は日中ほぼ同様であるものの、詳細な管理方法については環境上の違いから若干の差がある点もみられ、互いに認識を深めることができた。

目 次

1. はじめに
2. プログラムと参加者
 2. 1 開催日時、会場
 2. 2 参加者
3. 会議の概要
 3. 1 挨拶
 3. 2 基調講演
 3. 3 グループディスカッション
 3. 4 グループ発表・講評・閉会の辞
4. おわりに

1. はじめに

日中企業連携PJは、日本と中国の企業が知的財産制度や実務等について実務レベルで意見交換し、互いの情報を共有することにより、知財意識を高めることを目的に、活動を行っている。2004年度の活動として、2005年4月に、上海市において中国専利保護協会との共催及び上海市知識産権研究会の協力のもと、「第1回日中・企業連携・知財フォーラム」を開催し、日中企業約300名の参加があった。

2005年度は、第1回フォーラムの成功を受け、さらに実務的に議論を深めることをねらいとし

て、日中企業の少数グループのディスカッション形式の連携会議を開催することとした。テーマとしては第1回フォーラムのアンケート結果で中国側企業から今後議論したいテーマに挙がっていた一つである「営業秘密」をとりあげた。フェアトレード委員会が中国における営業秘密管理を2005年度のテーマとして検討していることから、当該委員会が中心となり、上海市知識産権研究会との共催で、上海市の企業との第一回上海日中連携会議を開催する運びとなった。今回の連携会議の結果は、フェアトレード委員会が2006年度活動として纏める計画の「(仮)中国営業秘密マネジメントハンドブック」という資料に反映される予定である。

なお、2006年度は、中国専利保護協会との共催で、中国企業と、企業の知的財産管理実務等についてグループディスカッション形式の連携会議を開催することを検討する予定である。

* 2005年度 Corporate Cooperation between Japan and China PJ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. プログラムと参加者

2.1 開催日時、会場

日時：2006年2月28日（火）9時～17時

会場：上海市知識産権園

2.2 参加者

(1) 日本側

倉永宏（PJリーダー，副理事長，NTT），竹本一志（PJサブリーダー，フェアトレード委員長，サントリー），石原俊明（JIPA）

第1グループ：野田容朗（堀場製作所），松本倫宜（ブリヂストン），稲垣幸一郎（トヨタ自動車），田中由美子（サントリー），松橋泰典（日本曹達）

第2グループ：宇野元博（オムロン），柏原長武（ポリプラスチックス），田中晋（ユニチャーム），宮川博之（花王），濱宏行（ダイキン工業上海）

(2) 中国側

陳耀忠上海市知識産権研究会理事長

（上海市知識産権局副局長）

楼仙英弁理士（中国側基調講演講師）

第1グループ：宝山鋼鐵股份有限公司，上海化工研究院，上海工程機械廠，上海柴油機股份有限公司，上海普利特複合材料有限公司

第2グループ：上海家化聯合股份有限公司，上海杰事杰新材料股份有限公司，上海紡織科學研究院，微创醫療器械（上海）有限公司，上海磁浮交通發展有限公司（企業名のみ）

*その他の参加者は通訳，上海市知識産権局関係者，上海市知識産権服務中心関係者など

3. 会議の概要

3.1 挨拶

(1) 陳上海市知識産権研究会理事長

上海市における第1回フォーラムは成功をおさめた。日本知的財産協会と上海市知識産権局とは過去2年にわたり交流を持っており，今回も両者交流の運びとなり，成果を期待している。今回のテーマである「営業秘密」はホットな話題で，多くの中国知財関係者の関心事の一つであり，日本の知識と経験を参考にしたい。

(2) 倉永日本知的財産協会副理事長

上海市における第1回フォーラムでの上海市の協力にお礼を申し上げる。日本でも営業秘密の保護は1994年からであり，約10年の比較的新しい制度である。最近，刑事罰強化等の営業秘密保護強化の法改正があり，日本でも，営業秘密管理をより重視してきており，今回の議論で日中の企業間の実務レベルの連携が深まることを期待する。



陳理事長

倉永副理事長

3.2 基調講演

(1) 楼仙英弁理士—中国の営業秘密保護制度—
中国の営業秘密保護は反不正競争法を始め

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とする諸法令に基づき運用されており、中国における営業秘密関連訴訟では、非公知性要件の有無が争点になる事例が最も多いことを述べられた。そして過去、中国の裁判所で実際に審理された営業秘密関連の訴訟26件（その中で03年～05年に18件）に関する事件の種類、訴訟の結果に関する説明と、その中で注目すべき4案件について、事実の概要、判決要旨、分析という形で説明がなされた。

講演を通じ、日本と同様に中国でも営業秘密侵害立証に原告が成功するのは容易ではないこと、それ故に、日常からの人・情報両面における営業秘密管理体制の整備が、日中企業共通の重要課題であることを改めて認識させられる内容であった。



楼仙英弁理士

(2) 竹本フェアトレード委員長—日本の営業秘密保護制度—

日本の営業秘密保護は不正競争防止法の改正毎に強化されてきており、企業における秘密管理の重要性が増してきていること、不正競争防止法上違反となる幾つかの事例についての紹介があった。営業秘密評価の例に対して、中国側から多くの質問があり、日本の営業秘密管理の実状に興味があることがわかった。



竹本フェアトレード委員会委員長

3. 3 グループディスカッション

(1) 第1グループ—人の管理—

各メンバーの社内の営業秘密に関する規程、社員の入社時、退職時の扱い等の説明があり、活発な議論が行われた。主な論点は以下の通りである。

1) 組織

何らかの統括部署があり、知的財産部を中心に組織運営しており、知的財産部以外の部署も運営に参画している会社もある。

2) 規程

秘密保持に関する規程が存在し、外部発表時の審査も行われている。また、秘密情報の認定や管理が非常に重要であると認識されている。

3) 秘密保持契約

雇用・退職等の契約締結のタイミングに日中両国の違いはあるが、契約締結を行っている。さらに、職種の重要度に応じて、守秘協定書や競業禁止契約を締結している。従業員に対し、守秘義務に対する補償金を支給している会社もあり、重要ポストの従業員が退職する際、退職前の6ヶ月程度の期間をそのポストから外している会社もある。

4) 教育・啓蒙

採用時の研修やEラーニングによる社内研修を実施する会社や、ノウハウや技術文書に関する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



第1 グループディスカッション



第2 グループディスカッション

る閲覧制度を設けている会社がある。また、多くの企業では、秘密保護に関する研修も実施している。

(2) 第2グループ—情報の管理—

各メンバーの社内の営業秘密に関する規程、具体的な管理方法等の説明があり、活発な議論が行われた。主な論点は以下の通りである。

1) 組織

ほとんどの会社で何か専門的な組織を持っている。法務・知財部門が中心であるが、情報システム部門が中心の会社もある。また、会社規模の大きなところは全社的横断組織（法務、知財、財務、技術部門などの連携組織）を有するところもある。

2) 規程

全ての会社で秘密保持に関する管理規程がある。

3) 情報管理

ICカードでの入退出管理等のアクセス制限を行っており、秘密情報管理委員会などの組織においてアクセス者管理を行っている。特に中国側に管理が強い傾向がある。

3.4 グループ発表・講評・閉会の辞

各グループリーダーからグループでのディス

カッションの結果が報告され、その後、倉永副理事長からの講評および陳理事長よりの閉会の辞があった。

(1) 倉永副理事長よりの講評

日中が事前に素晴らしい資料を準備したことで詳細な議論ができ充実した内容であったという全般的なコメントがあった。さらに①日中間の営業秘密管理については、法制度や運用面ではそれほど差がないものの、秘密保持契約締結の手法、パソコンの持ち出し管理については異なる面があり、これは両国の法制度整備の背景や実際に生じているトラブル等の環境面に由来するものであること、②国をまたがる営業秘密管理については今回議論されておらず、今後の課題であることが指摘された。最後に、日中の企業にとってこのような形式の会議は有意義であり今後も継続したい旨のコメントがあった。

(2) 陳理事長による閉会の辞

参加者への慰労の言葉の後、日中ともにオープンに各企業の営業秘密管理を公表しとても勉強になったこと、日中企業合わせて20社の企業の専門家が集い新しい視点で議論が行われ、多くの情報が得られたことがよかった点であり、今後も日中企業間で継続して議論を継続し、話し合いのできるプラットフォームを築きたいと

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

という言葉で締められた。

4. おわりに

今回グループディスカッション形式による日中企業間の連携は初めての試みであり、また、「営業秘密」というデリケートな課題だけに、当初、どれだけオープンな議論ができるか心配された。しかし、会議が始まってみると、日中企業とも、自らの実務に関するもので、互いに悩みながら実務を進めていることでもあり、議論は思った以上に活発になされ、予想以上の情報を共有することができた。より詳細には、フェアトレード委員会が纏める予定の資料をご参照頂ければと思う。

今年は、第1回フォーラムとは別な形式での企業連携になったが、無事成功を収め、今後の連携方法の一つの形が確立されたといえるのではないだろうか。日中企業連携はまだはじまっ

たばかりである。今後の日本産業を考えると中国は大事なパートナーであり、さらに互いの理解を深めるために、今後も日中企業連携活動を継続させていきたいと思う。2006年度も新メンバーによる日中企業連携PJにおいて、すばらしい活動が行われることを期待したい。



参加者

(原稿受領日 2006年3月28日)

